

働き方改革によって！

ワーク・ライフ・バランスを実現しませんか！

長時間労働に依存した経営スタイルをとっていませんか？

「働き方改革」はあなたの会社が魅力的な職場だというアピールポイントになります。会社の職場環境改善を労務管理の面からサポートするために、コンサルタントがいます。コンサルタントは具体的な方策を、好事例を紹介しながらご提案します。

さあ！なにからはじめましょうか？

柔軟な労働時間制度の導入（フレックス制、朝型勤務など）

労働時間・休日・休暇制度の見直し

年次有給休暇の取得の促進

生産性の向上

定着率の向上

求人の誘因

労務管理の専門家である社会保険労務士等の資格を持つ

働き方・休み方改善コンサルタント

が

訪問などにより、**無料**で、働き方・休み方をアドバイスします。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」による個別訪問等は労働基準監督署が行う立入調査ではありません。

【お問合せ先】

香川労働局 雇用環境・均等室

〒760-0019

香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎北館2階 雇用環境・均等室

☎：087-811-8924



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

郵送先

香川労働局 雇用環境・均等室 行

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

令和 年 月 日

働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問等を申し込みます。

事業場名 所在地 電話	
担当者職氏名	
労働者 (パート等含)	
主な業務内容	
利用形態	希望する項目に、○をつけて下さい(複数可)。 1 事業場訪問 ※申込受付後、コンサルタントから日程調整のご連絡させていただきます。 2 資料(パンフレット・好事例等)の提供 3 その他()
利用方法	特に関心のある項目に、○をつけてください(複数可)。 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について 2 労使間の話し合いの機会の整備について 3 年次有給休暇の取得しやすい環境の整備について 4 労働時間の削減について 5 その他()

* 記載された個人情報については、本事業以外で使用することはありません。

* 働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問等は労働基準監督署が行う立入調査ではありません。

* 郵送(個人情報漏洩防止のためFAXは不可)又は電話によりお申し込みください(ご利用は無料です)。

お申込・問合せ先：働き方・休み方改善コンサルタントまで。

香川労働局 雇用環境・均等室

〒760-0019

香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2階

(電話) 087-811-8924